

書籍：「加害者は変われるか？」を読んで

最近の青少年の「親を困らせたかったから…」という動機からの数件の事件報道に接し、家族間の問題の理解に参考になるかなと思い、「加害者は変われるか？～ DV と虐待をみつめながら～」を購読した。

著者は長年カウンセリングに携わり、今も加害者のグループ・カウンセリング、被害者のグループ・カウンセリングの両方に取り組み、著書も多い臨床心理士であった。

著者は、日本の法体系の基本精神は「法は家庭に入らず」であったが、児童虐待防止法（2000年）、DV防止法（2001年）の「この二法が、法律が家庭に入らなければ防止できない暴力（虐待、DV）の存在を初めて認定したことで、その重要性は強調し過ぎることはない。」という。

確かに、相手の意志に関係なく、相手の生命、身体、精神に暴力を加えることが犯罪であるなら、家族内の虐待もDVも犯罪には違いない。

また、一般的には、加害者が加害者としての当事者性を有し、被害者が被害者の当事者性を有し、お互いの関係性を自覚することが「犯罪」成立の一つの前提であるという。

だが、子ども（妻）は「自分が良くないから叩かれる（暴力を振るわれる）」と思いがちで、こうした当事者性の意識の乏しさが、虐待やDVが犯罪として家庭内から表に出ることを難しくしていると云う。

著者は長年のカウンセリングの経験から、本書の最後に、家庭内の暴力行為をいったん加害・被害という対立的関係で裁断し、「加害者と被害者それぞれに対する教育プログラムやグループ・カウンセリングの実施によって、暴力に支配された関係性は大きく変わる可能性があり、家族を再生させる契機になる。」と記している。

それにしても、本書の中で触れられている数々の事例を垣間見ると、どうして親は子を、夫は妻を我が所有物と考えがちなのだろうか。

親子であろうが、夫婦であろうが、限られた我が人生という期間を、互いに助け合い、生きるとはどういうことかを問い続けながら共に歩むパートナーと思えば、必然的にパートナーを人格ある一人の人間と認識し、尊重し合うと思うのだが…。